

STOP!!

JK

女子高生

利用
雇用

「特定異性接客営業等の規制に関する条例」について

平成29年7月1日施行



注意

いわゆる「JKカフェ」、「JKリフレ」などで
青少年（18歳未満の者）に接客させること等が
条例で禁止されています。
違反者には罰則があり
営業者には行政処分があります。



街とともに。人とともに。
FOR MORE COMMUNICATION
けいしちょう



青少年(18歳未満の者) が関わることが
ふさわしくない下記の営業形態のものについて
右ページに掲げる **1~13** の規制等が行われています。

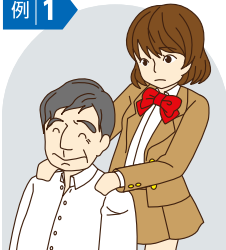
特定異性接客営業 (店舗型・無店舗型)

特定異性接客営業とは、下記 **A B C** の全ての要件に該当する営業をいいます。

※風営適正化法の風俗営業、店舗型・無店舗型風俗特殊営業及び特定遊興飲食店営業を除く。

A 次のいずれかに該当

例 1



いわゆる
「リフレ」

専ら異性の客に接触し、又は
接触させる役務を提供する
営業

例 2



いわゆる
「見学」、「撮影」

専ら客に異性の人の姿態を
見せる役務を提供する営業

例 3



いわゆる
「コミュ」

専ら異性の客の接待をする役
務を提供する営業

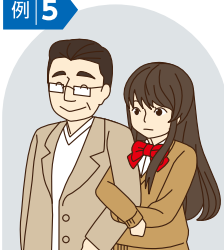
例 4



いわゆる
「カフェ」

設備を設けて客に飲食をさせ
る営業で、客に接する業務に
従事する者が、専ら異性の客
に接するもの

例 5



いわゆる
「散歩」

専ら異性の客に同伴する役
務を提供する営業

B 次のどちらかに該当

青少年が客に接する業務に従事していることを明示し、若しくは連想させるものとして東京都公安委員会規則で定める文字、数字その他の記号、映像、写真若しくは絵(※1)を営業所の名称、広告宣伝に用いるもの

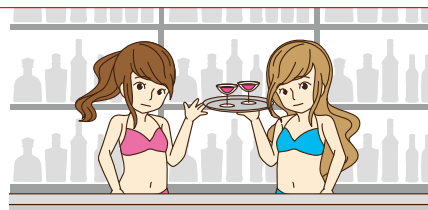
青少年が客に接する業務に従事していることを明示し、若しくは連想させるものとして東京都公安委員会規則で定める衣服(※2)を客に接する業務に従事する者が着用するもの

C 青少年に関する性的好奇心をそそるおそれがある

特定衣類着用飲食店営業

特定衣類着用飲食店営業とは、設備を設けて客に飲食させる営業のうち、水着、下着その他の東京都公安委員会規則で定める衣服(※3)を客に接する業務に従事する者が着用することによって、客の性的好奇心をそそるおそれがあるものをいいます。

※風営適正化法の風俗営業、特定遊興飲食店営業及び本条例の特定異性接客営業を除く。



規制等の内容

特定異性接客営業

1 都・都民・青少年の教育又は育成に携わる者の責務

都・都民・青少年の教育や育成に携わる者の責務を定めています。

2 営業の届出

営業の開始、変更、廃止の際に東京都公安委員会への届出が必要です。

3 営業所等の設置禁止区域

学校や病院などの近くに営業所や受付所を設置することができません。

4 禁止行為 営業者の禁止行為

青少年に接客させること、青少年を客として立ち入らせること及び客とすることが禁止されています。

5 広告宣伝の規制

営業所等の設置禁止区域において広告物を表示したり広告文書等を配布することが禁止されています。

6 勧誘行為等の禁止

青少年に対して勧誘したり青少年に勧誘させる行為等が禁止されています。

7 従業員名簿の備え付け

営業所・事務所ごとに従業員名簿の備え付けが必要です。

8 行政処分

営業者等が本条例等に違反した場合は、行政処分の対象になります。

9 報告及び立入り

営業者に報告を求めたり、警察官による立入りがあります。

10 警察官による中止命令

一定の行為について警察官が当該行為の中止を命令します。

11 罰則

違反者には罰則があります。

12 年齢の知情

青少年の年齢を知らなかったことを理由として処罰を免れることはできません。

13 両罰規定

従業員等が違反行為をした際は、当該行為者を罰するほか、法人等にも罰則が適用されます。



▶ (※1)、(※2)、(※3)については「特定異性接客営業等の規制に関する条例施行規則(平成29年5月15日 東京都公安委員会規則第5号)」で定めています。
警視庁ホームページでご確認ください。

▶ 本紙面上で「本条例」とは、東京都条例「特定異性接客営業等の規制に関する条例(平成29年3月31日 東京都条例第30号)(平成29年7月1日施行)」を指します。

特定衣類着用飲食店営業

くわしい規制内容について

1

都・都民・青少年の教育又は育成に携わる者の責務

特定異性接客営業

特定衣類着用飲食店営業

都の責務

特定異性接客営業等に関し、この条例の目的を達するため、**必要な施策を講ずるもの**とされています。例) キャンペーン、チラシ配布等による広報啓発活動

都民の責務

都が行う施策に**協力するよう努めるもの**とされています。

青少年の教育又は育成に携わる者の責務

青少年の教育・育成に携わる者(教育関係者・保護者等)は、青少年が特定異性接客営業等に関わることがないように**指導、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるもの**とされています。

2

営業の届出

特定異性接客営業

- **店舗型**：都内に営業所を設けて特定異性接客営業を営もうとする場合
 - **無店舗型**：都内に事務所・受付所を設けて(事務所のない者は住所を有して)特定異性接客営業を営もうとする場合
- は**東京都公安委員会に届け出なければなりません。**

届出書類等提出期限

- ◆ 営業開始届出…営業を開始しようとする日の**10日前**まで
- ◆ 届出事項変更…変更の日から**10日以内**
- ◆ 営業廃止届出…営業廃止の日から**10日以内**

届出先

営業所等の所在地を管轄する警察署



3

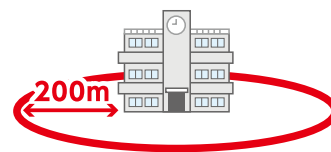
営業所等の設置禁止区域

特定異性接客営業

次に掲げる施設の**敷地の周囲200メートルの区域**及び**いわゆる住居集合地域内**に営業所又は受付所を設置することはできません。

敷地の周囲200メートルの区域に営業所等の設置を禁止する施設

- ◆ **学校**(大学を除く)…幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等
- ◆ **児童福祉施設**…保育所、助産施設、児童養護施設等
- ◆ **図書館**
- ◆ **病院・診療所**(患者を入院させるための施設を有するものに限る。)



住居集合地域

都市計画法第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域

4

禁止行為（営業者の禁止行為）

特定異性接客営業

特定衣類着用飲食店営業

営業者は右記の行為が禁止されています。

青少年を客に接する業務に従事させること

青少年を営業所・受付所に客として立ち入らせること

青少年を客とすること
(無店舗型特定異性接客営業のみ)

5

広告宣伝の規制

特定異性接客営業

③の営業所等の設置禁止区域内においては、**広告物の表示**及び**広告文書等の配布**が禁止されています。

6

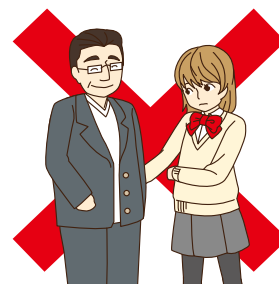
勧誘行為等の禁止

特定異性接客営業

特定衣類着用飲食店営業

何人も、次に掲げる行為が禁止されています。 ※「何人も」とあることから、青少年であっても下記行為は禁止されます。

- ◆ 青少年に対して………客となるように勧誘すること。
 - 客に接する業務に従事するよう勧誘すること。
 - 広告文書等を配布すること。
- ◆ 青少年に………客となるように勧誘させること。
 - 客に接する業務に従事するよう勧誘させること。
 - 広告文書等を配布させること。



7

従業員名簿の備え付け

特定異性接客営業

特定衣類着用飲食店営業

営業所・事務所又は受付所を設けた場所ごとに、従業員名簿を備え付けなければなりません。従業員名簿には、**業務に従事する者の住所、氏名その他東京都公安委員会規則で定める事項**を記載しなければなりません。

記載事項については、警視庁ホームページでご確認ください。

※労働基準法第107条に規定する労働者名簿を備え付けている場合は、これを従業員名簿に代えることができます。

8

行政処分

特定異性接客営業

特定衣類着用飲食店営業

指示

東京都公安委員会は、営業者、代理人、使用人その他の従業者が**本条例の規定に違反したときは、当該営業者に対し必要な指示**をすることができます。

営業の停止等

東京都公安委員会は、営業者等が下記①～③のいずれかに該当する場合、当該営業者に対し、**営業の全部又は一部の停止を命ずる**ことができます。

①東京都公安委員会による指示又は本条例の規定による警察官の中止命令に従わなかったとき

②この条例の規定に違反する行為をしたとき

③この条例で定める他法令の規定に該当する行為をしたとき

この場合において、特定異性接客営業者が営業所等設置禁止区域に営業所又は受付所を設けて、当該営業を営んでいる者であるときは、東京都公安委員会は当該営業の廃止を命ずることができます。

標章の貼付け

◆ 東京都公安委員会は、営業の停止を命じたときは、施設の出入口の見やすい場所に、**標章**を貼り付けます。

◆ 何人も、貼り付けられた標章を破壊、又は汚損してはなりません。

9

報告及び立入り

特定異性接客営業

特定衣類着用飲食店営業

- **東京都公安委員会**は、特定異性接客営業等の営業者に対し、業務に関する**報告**又は**資料提出を求める**ことができます。
- **警察職員**は、特定異性接客営業等の営業所等に**立ち入る**ことができ、帳簿、書類等を**検査**し、又は関係者に**質問**することができます。

10

警察官による中止命令

特定異性接客営業

特定衣類着用飲食店営業

警察官は、営業に関し、**広告宣伝の違反(⑤及び⑥のうち広告文書等の配布に係るもの)**をしている者に対し、**当該行為の中止を命じる**ことができます。



11 罰則

特定異性接客営業

特定衣類着用飲食店営業

違反者にはそれぞれの罰則が科せられます。

○東京都公安委員会の命令に対する違反

～1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

○禁止区域内営業違反、営業者の禁止行為違反、警察官の中止命令に対する違反

～6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

○届出義務違反(無届による営業、虚偽の届出)、勧誘行為等の禁止違反

～30万円以下の罰金

○届出義務違反(変更・廃止・虚偽の届出)、標章の破壊・汚損等、従業員名簿に関する違反、報告及び立入り拒否等の違反

～20万円以下の罰金

12 年齢の知情

特定異性接客営業

特定衣類着用飲食店営業

青少年に関する一定の違反行為をした者は、**青少年の年齢を知らないことを理由として処罰を免れることができません。**

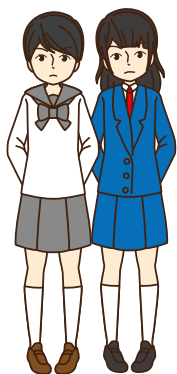
13 両罰規定

特定異性接客営業

特定衣類着用飲食店営業

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、本条例の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同条の罰金刑が科せられます。





STOP!! 女子高生 **リアルJK** **利用**
雇用



街とともに。人とともに。
FOR MORE COMMUNICATION
けいしちょう

お問い合わせ —————
警視庁 生活安全部 少年育成課 **03-3581-4321** (代表)

リサイクル適性 (A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。